桑名市建設工事等変動型最低制限価格制度実施要綱

平成23年11月29日
告示第190号
改正　平成25年２月26日告示第39号
平成29年３月21日告示第62号
平成30年３月19日告示第66号
令和元年10月31日告示第64号
令和４年12月５日告示第241号
令和５年12月18日告示第255号
令和６年３月６日告示第66号
令和７年12月８日告示第264号

（趣旨）

第１条　この告示は、桑名市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託並びに測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託をいう。以下同じ。）について、過度な低入札価格での受注による品質の低下を防止するため、桑名市契約規則の特例に関する規則（平成16年桑名市規則第56号）第６条第２号の規定に基づき、変動型の最低制限価格（以下「変動型最低制限価格」という。）を算定することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　変動型最低制限価格を算定する対象は、設計金額が50万円以上の建設工事等（随意契約による場合は除く。）とする。

（算定方法等）

第３条　変動型最低制限価格は、予定価格（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税に相当する額を除いた額をいう。以下同じ。）の10分の7.5以上の範囲において、当該入札ごとに次の手順に従って算定するものとする。

(1)　最低制限価格の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、別表の算定式により算出された価格（その額に１万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、基準価格は予定価格の10分の7.5以上の範囲とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5（その額に１万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

(2)　前号の基準価格以上かつ予定価格の範囲内で入札をした者（以下「有効入札者」という。）の数（以下「有効入札者数」という。）に10分の６を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数）を最低制限価格算出対象入札者数とし、有効入札者の行った入札のうち、金額の低い方から最低制限価格算出対象入札者数に達するまで入札金額を平均して得た額（その額に１万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって最低制限価格における入札書比較価格とする。

(3)　前号の規定にかかわらず、有効入札者数又は最低制限価格算出対象入札者数が５に満たない場合は、変動型最低制限価格の算定は行わず、基準価格をもって最低制限価格における入札書比較価格とする。

（適用方法）

第４条　変動型最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札候補者とする。

２　入札者のした入札が前条により算定した変動型最低制限価格を下回った場合は、当該入札を失格とする。

（公表）

第５条　変動型最低制限価格を適用しようとするときは、入札の公告においてその旨を公表しなければならない。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（桑名市工事等の入札における最低制限価格の作成に関する事務取扱要綱及び桑名市工事等の入札における変動型最低制限価格の作成に関する事務取扱要綱の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

(1)　桑名市工事等の入札における最低制限価格の作成に関する事務取扱要綱（平成16年桑名市告示第22号）

(2)　桑名市工事等の入札における変動型最低制限価格の作成に関する事務取扱要綱（平成19年桑名市告示第104号）

附　則（平成25年２月26日告示第39号）

（施行期日）

1　この告示は、平成25年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　この告示による改正後の桑名市変動型最低制限価格制度試行要綱及び桑名市低入札価格調査試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前に公告したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月21日告示第62号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月19日告示第66号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年10月31日告示第64号）

（施行期日）

1　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告をしたものについて適用し、同日前に入札の公告をしたものについては、なお従前の例による。

附　則（令和４年12月５日告示第241号）

（施行期日）

1　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は入札の指名通知をしたものについて適用し、同日前に入札の公告又は入札の指名通知をしたものについては、なお従前の例による。

附　則（令和５年12月18日告示第255号）

（施行期日）

1　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は入札の指名通知をしたものについて適用し、同日前に入札の公告又は入札の指名通知をしたものについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月６日告示第66号）抄

（施行期日等）

1　この告示は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告をしたものについて適用する。

附　則（令和７年12月８日告示第264号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

建設工事等

業種	算定式
一般土木工事	直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.75
建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）	直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.97＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.75
鋼橋製作・架設工	直接工事費×0.97＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.97＋（工場管理費＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.75
機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）	（直接製作費＋直接工事費）×0.97＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.97＋（工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.9＋一般管理費等×0.75
電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）	機器単体費×0.92＋直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋（現場管理費＋機器間接費）×0.9＋一般管理費等×0.75
下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	機器費×0.92＋直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.9＋一般管理費等×0.75 ※　直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費とする。

測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託

業種	算定式
測量業務（権利調査を含む。）	直接測量費＋諸経費×0.6 ※　諸経費＝間接測量費＋一般管理費等
建築関係コンサルタント業務 建設コンサルタント業務 補償コンサルタント業務	（１）　積算に技術経費の項目を計上する場合 直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費 ※　諸経費＝業務管理費＋一般管理費等 建築関係コンサルタント業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。 （２）　積算に技術経費の項目を計上しない場合 直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.5
地質調査業務	純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8 ※　純調査費＝直接調査費＋間接調査費 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等